

佐賀県告示第 154 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護扶助のための介護予防を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 26 年 5 月 2 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 (1) 指定年月日 平成 25 年 2 月 9 日
  - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 小田 武敏  
所在地 唐津市相知町相知 1641 番地 2
  - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 小田歯科医院  
所在地 唐津市相知町相知 1641 番地 2  
サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導
- 2 (1) 指定年月日 平成 24 年 5 月 1 日
  - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社堤薬局  
所在地 神崎市神崎町神崎 318 番地 1
  - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 堤薬局駅通り店  
所在地 神崎市神崎町田道ヶ里 2226 番地 9  
サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導
- 3 (1) 指定年月日 平成 25 年 6 月 10 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社介助

所在地 北九州市八幡西区本城一丁目3番21号

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社介助鳥栖営業所

所在地 鳥栖市宿町1157番地1

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売